示

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、

同法第七十八条第一号の規定に

次

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

青森県告示第六百四十号

平成 第二 一 千百四十

(月年 曜五 日日

右 右 右 右 右 建設業者の許可の取消し. 土砂災害警戒区域の指定. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定..... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定 公 告 目 同 同 同 同 同 告 示 次 (河川 県西 県三 県東 保高 民北 龄 同 同 同 砂防課) ... 同 同 '地 局域 局域 課祉 : : : : : : : 九 九 九 ハ

ンス ボス マール ショ ショ

目二の一一

訪問介護

ンステー ショ

目二の一一二丁

"

有限会社タ

の二を存在した。

訪問介護

ショパハ コスそ ンテー

式三 会和 社工

業株

| 六 開四五のこ

五沢

訪問

看護

ンスサ

· シ訪 ョ問

字大開二〇五6

の決

=

た

긆

ー ビス 米式会社デ

蒲生八六の一三 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢

訪問

介護

一 まごころ

蒲生八六の一三 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢

三平

た

成

氏名

称

又

名は

所在地又は住所主たる事務所の

名

称

所

在

地

指定

一四号

青森県告示第六百四十一号

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、 同法第八十五条第一号の規定により 次のと

平成二十一年十月五日

株式会	名	指	
(式会社ディーサービー)	称	指定居宅介	
蒲生八六の一三 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢	所 在 地主たる事務所の	護支援事業者	
ー まごころ 業所介護センタ 居宅介護支援事	名称	居宅介護支援事	青森県知t
蒲町西 生大津	所	事業を行	事
八字軽 六舞郡 の戸鰺	在	う事業	Ξ
一町ゲ	地	兼 所	村
三平成六六	年指月		申
八	日定		吾

より公示する。 平成二十一年十月五日

リービス事業者	
;	
居宅サービス	青森県知事
る事業を行う	Ξ
	村
	申
	吾

青森県告示第六百四十二号

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の十第一号 次

平成二十一年十月五日

の規定により公示する。

青森県知事 Ξ 村 申 吾

ー ビス イー ケー サ サデ 有限会社タ 式三 会和 社工 氏名 称 事 業 業 者 又 業株 名は 蒲生八六の一三 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢 所在地又は住所主たる事務所の 目二の一一二丁 訪問 問 所 護 防 護 防 訪問 問 看 護 防 訪問 問 所 護 防 訪問 問 所 護 防 ン ステー ショ 問 ショパハツ コステー エステール ョ 本 レ ン テー シ ルパ ー まごころ 名 行う事のでは一つでは一つでである。 称 字大開二〇五の 弘前市大字小沢 蒲生八六の一三 町大字舞戸町字 西津軽郡鰺ケ沢 目二の一一二丁 所 デ ビ ス 事 業 在 所を 地 ≕ 三平 " 11 年指 月 日定 ・ 成 六 六 た 긆

青森県告示第六百四十三号

項の規定により公示する。 土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、 律第五十七号) 第六条第一項及び第八条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法 同法第六条第四項及び第八条第四 土砂災害警戒区域及び

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備

平成二十一年十月五日

石沢土砂災害警戒区域及び石沢土砂災害特別警戒区域

青森県知事

Ξ

村

申

吾

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2

3

成十三年政令第八十四号) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

次の図面のとおり

図面省略

横倉土砂災害警戒区域及び横倉土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

Ξ 太田土砂災害警戒区域及び太田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

1

指定の区域

五

Д 1

(図面省略)

太田二号土砂災害警戒区域及び太田二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

谷地中土砂災害警戒区域及び谷地中土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略)

六

北向下モ土砂災害警戒区域及び北向下モ土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 北向土砂災害警戒区域及び北向土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図面のとおり

図面省略

上川原土砂災害警戒区域及び上川原土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略

中坂土砂災害警戒区域及び中坂土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域 九

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

3

図面省略

+ 前平土砂災害警戒区域及び前平土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(4) 3 2 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 (図面省略) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

+ 舘町土砂災害警戒区域及び舘町土砂災害特別警戒区域 図面省略

次の図面のとおり

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

県

報

(図面省略)

森

青

1

指定の区域

 \pm 古川代一号土砂災害警戒区域及び古川代一号土砂災害特別警戒区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

士 古川代二号土砂災害警戒区域及び古川代二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

十四 森ノ上ミ土砂災害警戒区域及び森ノ上ミ土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

(図面省略)

次の図面のとおり

境土砂災害警戒区域及び境土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

十六 清三久保一号土砂災害警戒区域及び清三久保一号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図面のとおり

(図面省略

十七 清三久保二号土砂災害警戒区域及び清三久保二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

十八 北向二号土砂災害警戒区域及び北向二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

(図面省略)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十九

高谷平二号土砂災害警戒区域及び高谷平二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略)

-+ 高谷平一号土砂災害警戒区域及び高谷平一号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

二十一 鎗水土砂災害警戒区域及び鎗水土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

指定の区域

1

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

(図面省略)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四 急傾斜地の崩壊

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略

二十二 宮台前一号土砂災害警戒区域及び宮台前一号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二十三(舘町二号土砂災害警戒区域及び舘町二号土砂災害特別警戒区域

(6)

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域 指定の区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

十四四 森田土砂災害警戒区域及び森田土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

県

報

2

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

青

森

二十五 沼沢滝ノ上土砂災害警戒区域及び沼沢滝ノ上土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

図面省略

二十六 第二冬沼沢土砂災害警戒区域及び第二冬沼沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

二十七 沢内沢土砂災害警戒区域及び沢内沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

二十八 上川原沢土砂災害警戒区域及び上川原沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略

二十九 鎗水沢土砂災害警戒区域及び鎗水沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(図面省略)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図面のとおり

図面省略

三十 寺ノ上沢土砂災害警戒区域及び寺ノ上沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

(図面省略) 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

三十一 清次郎久保沢土砂災害警戒区域及び清次郎久保沢土砂災害特別警戒区域 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三十二 八盃久保沢土砂災害警戒区域及び八盃久保沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略

青森県告示第六百四十四号

律第五十七号) 第六条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法 土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十月五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

1 指定の区域 沼沢土砂災害警戒区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

土石流

二 椛ノ木沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

Ξ 第一冬沼沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2

(8)

兀 長坂沢土砂災害警戒区域

1 指定の区域

図面省略 三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

外狐久保沢土砂災害警戒区域

指定の区域

五

図面省略)

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

2

清水頭沢土砂災害警戒区域

六

指定の区域

報

1

三戸郡五戸町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略)

県

森

2

土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

公

青

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年十月五日

商号又は名称 株式会社佐藤設備

代表者の氏名 佐藤 良美

> 青森県知事 Ξ 村 申 吾

> > 兀 許可番号 青森県知事許可 (般 二〇)第一一八九五号

Ξ

主たる営業所の所在地

青森市浪岡大字増館字富岡一七五の一

五 取消年月日 平成二十一年九月四日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十一年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年十月五日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社カクヒロ船場

= 代表者の氏名 金澤司

主たる営業所の所在地 青森市新町二丁目五の

許可番号 青森県知事許可 (般 -七) 第一五一七一号

兀 Ξ

五 取消年月日 平成二十一年九月四日

取消しに係る建設業の許可

建築、タイル・れんが・ブロツク工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

IJ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年十月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 東営建設株式会社

代表者の氏名 長内

Ξ 主たる営業所の所在地 青森市松森二丁目

青森県知事許可 (般 一九) 第一〇〇八号

六 五 取消年月日 平成二十一年九月八日 兀

許可番号

取消しに係る建設業の許可

管、 造園工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

ಶ್ により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十一年八月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、 届出

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十一年十月五日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 有限会社山口工務店

代表者の氏名 山口 弘美

主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字苫米地字町中三

兀 許可番号 青森県知事許可(般 一 九 第三〇〇〇八一号

五 取消年月日 平成二十一年九月二日

取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九 平成二十一年七月二十九日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事

条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 次のとおり

平成二十一年十月五日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

商号又は名称 東洋建機株式会社

代表者の氏名 柴田 勇男

Ξ 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字小舟渡一二二の二三

五 取消年月日 平成二十一年九月二日

許可番号 青森県知事許可 (般 一七) 第七六八一号

兀

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十一年八月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十月五日

青森県知事 村

 \equiv 申

吾

商号又は名称 野上電気商会

野上清二

Ξ 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字薄市字沖原二九の三

兀 許可番号 青森県知事許可 (般 一六)第一〇九〇五号

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

七 六 五 取消しに係る建設業の許可 取消しの原因となった事実 電気工事業に係る一般建設業の許可 取消年月日 平成二十一年八月二十八日

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十一年七月十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)